



## はじめに



特別支援教育は、障害のある児童・生徒の教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成する基礎となる、重要な役割を担っています。そのため、全ての学校において、特別な配慮を必要とする児童・生徒一人一人がそのもてる力を最大限に伸ばせるよう、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や、指導の工夫を検討し、適切な指導を行うことが重要です。

特別支援学級は、学校教育法第 81 条の規定に基づき、小学校又は中学校等に特別に編制された学級であり、教育課程においても小学校又は中学校の教育課程に関するものが適用されます。しかしながら、特別支援学級は、本来、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために編制された学級であり、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することは適切ではなく、障害のある児童・生徒の特性にふさわしい教育課程が必要になります。そのため、特別支援学級の教育課程編成については、学級の実態や児童・生徒の障害の程度等を十分に考慮した上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として、例えば、各教科の目標・内容を、前学年の教科や特別支援学校（知的障害）の教科の目標・内容に替えることや心身の調和的発達の基盤を培う自立活動を取り入れたりするなどして、実情に合った教育課程を編成できることが法令等で定められています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒については、個々の児童・生徒の実態を的確な把握に基づき、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用していくことが平成 29 年告示の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に規定されています。

障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高めていくための指導をより一層充実させていくことが重要となります。

本手引は、こうしたことを踏まえ、各学校の特別支援学級・通級による指導の教育課程が適切に編成・実施されるよう、教育課程の編成の指針を示したものです。本手引が、区市町村教育委員会が定める特別支援学級・通級による指導の教育課程編成指針の基底資料となり、特別支援教育の一層の充実・発展に資することを願っています。

なお、本手引は、小学校及び中学校の特別支援学級、通級による指導に関わる先生方の御協力を得て作成したものであり、作成に御協力いただいた関係者各位にここに記して感謝の意を表します。

令和 3 年 3 月

東京都教育庁指導部長

増 田 正 弘

はじめに .....	1
<b>第1部 特別支援学級(固定学級)の教育課程</b> .....	5
<b>第1章 教育課程の編成と指導計画の作成</b> .....	7
<b>【教育課程の編成】</b>	
第1節 教育課程の意義 .....	7
第2節 特別支援学級の教育課程 .....	7
第3節 教育課程編成の基本的な考え方 .....	8
第4節 教育課程編成の原則 .....	9
第5節 教育課程編成の手順 .....	9
第6節 教育課程の編成及び編成における共通的事項.....	12
<b>【指導計画の作成】</b>	
第7節 指導計画の作成.....	15
第8節 教育課程の実施と学習評価.....	17
第9節 児童・生徒の調和的な発達の支援.....	20
第10節 個別の教育支援計画.....	22
第11節 個別指導計画.....	26
第12節 学校運営上の留意事項.....	29
<b>第2章 参考とする特別支援学校(知的障害)の教育課程と指導計画</b> .....	32
第1節 知的障害について.....	32
第2節 知的障害のある児童・生徒のための各教科等について.....	32
第3節 知的障害のある児童・生徒の学習上の特性等.....	33
第4節 知的障害のある児童・生徒への教育的対応の基本.....	34
第5節 知的障害特別支援学校小学部生活科の意義.....	34
第6節 指導の形態について.....	35
第7節 指導内容の設定と授業時数の配当.....	45
第8節 学習評価の充実.....	46
第9節 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い.....	46
<b>第3章 肢体不自由学級、病弱学級及び自閉症・情緒障害学級の教育課程と指導計画</b> .....	48
第1節 肢体不自由学級.....	48
第2節 病弱学級.....	49
第3節 自閉症・情緒障害学級.....	51

第4章 特別の教科 道徳	53
第1節 道徳教育の基本的事項	53
第2節 道徳教育の内容	54
第3節 障害の特性に応じた指導計画の作成	54
第4節 障害の特性に応じた配慮事項	54
第5章 外国語活動	57
第1節 肢体不自由学級、病弱学級及び自閉症・情緒障害学級	57
第2節 知的障害学級	57
第6章 総合的な学習の時間	59
第1節 肢体不自由学級、病弱学級及び自閉症・情緒障害学級	59
第2節 知的障害学級	59
第7章 特別活動	61
第8章 自立活動	64
第1節 自立活動の目標及び内容	64
第2節 個別指導計画の作成と内容の取扱い	66
第3節 特別支援学級における自立活動の取扱い	69
第9章 交流及び共同学習	70
第1節 家庭や地域との連携	70
第2節 交流及び共同学習	70
<b>第2部 通級による指導の教育課程</b>	<b>75</b>
第1章 通級による指導の教育課程の編成	77
第1節 「通級による指導」とは	77
第2節 特別の教育課程の編成と通級による指導の対象	77
第3節 通級による指導の対象となる障害の程度	78
第4節 通級による指導の指導時数	82
第5節 他校通級について	82

第2章 教育課程編成上の留意事項	83
第1節 個別の教育支援計画	83
第2節 個別指導計画、連携型個別指導計画	83
第3節 通級による指導の授業時数の取扱い	84
第4節 通級による指導の開始・終了	84
第5節 指導内容等	85
第6節 通級による指導の記録と指導要録への記載	85
第7節 在籍校との連携協力	86
第8節 他の設置者の設置する学校で通級による指導を行う場合	86
第3章 自立活動を参考にした指導	87
第1節 自立活動とは	87
第2節 自立活動の目標	87
第3節 自立活動の内容	87
第4節 通級による指導で指導する自立活動の内容	88
第5節 自立活動の指導の評価	90
資料 自立活動の内容 障害種ごとの指導内容（例）	91
資料編	113
資料Ⅰ 関係法令・通知	114
資料Ⅱ 特別支援教室での指導の充実に向けて（特別支援教室の運営ガイドライン参考）	135

#### 用語の表記について

本手引では、いくつかの用語について、内容を読みやすくすることや簡略化することなどを行っており、以下の表記をしている箇所がある。

- 本編において、特に明示する以外は、平成29年告示の小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領は、それぞれ、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領と表記する。
- 知的障害特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級は、知的障害学級、肢体不自由学級、病弱学級及び自閉症・情緒障害学級と簡略化して表記する。
- 「知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校」のことは、知的障害特別支援学校と表記する。